「鹿児島県男女共同参画基本計画」の素案に係るパブリック・コメントに おいて寄せられた県民からの御意見の概要及びそれに対する県の考え方

【県の考え方の欄における用語の使い方】

- •「基本法」…男女共同参画社会基本法
- •「条例」…鹿児島県男女共同参画推進条例
- ·「計画」…鹿児島県男女共同参画基本計画
- ・ <修正> …県民の皆様からの御意見を踏まえ、素案の見直しを行ったもの

【重点目標及び施策の方向の表し方】

例 1 第2章 計画の基本的な考え方…「第2章」

重点目標 4 女性に対する暴力の根絶 施策の方向⑤ メディアにおける男女の人権への配慮…重点目標 4 - ⑤

計画の名称について

番号	意見の概要	県の考え方
1	くいので「男女平等推進行動計画」とすること。	この計画は、基本法及び条例に基づく男 女共同参画の推進に関する基本的な計画で あることから「鹿児島県男女共同参画基本 計画」とするものです。

計画の全体について

番号	意見の概要	県の考え方
2	今,男女共同参画が男女平等ととらえられているように思う。男として女とし前提のはなく区別であるという前提のもとによりよく特性を認めあう社会を作っていくべきではないかと思う。 素案には、私の「男女共同参画」に対する考え方と相違するところがある。 男性、女性の特性をしっかり認めること。 行政が個人の考え方にまで影響を及ぼすことがあってはいけない。 「母と子の絆をしっかりはぐぐむ」ことも素案に組み入れること。	て「男女の人権の尊重」,「社会における制度又は慣行についての配慮」,「政策等の立案及び決定への共同参画」,「家庭生活における動と他の活動の両立」及び「国際的協調」の5つが規定されており、これらの基本理念に基づいた取組を進めることにより、家庭、学校、職場、地域社会などのあらゆる場において、男女が、互いたその人権を尊重しつつ喜びもも分かち合い、性別にかかわりなく、きる男性と能力を十分に発揮することができる男
	男性と女性はお互いがとても大切な位置と立場なので、それを尊重しなければならない。主体は男性、対象は女性。 大事なことは、お互いを尊重し思いやり、助け合う心が必要である。仕事場などいろいろなところで立場や位置を理解することのできないところに問題がある。	

計画の全体について (続き)

番号	意見の概要	県の考え方
3	影響,環境を考えた時,家庭の役割が重要	庭はもとより、学校、職場、地域社会など
4		める基本理念を踏まえ、家庭生活・地域社 会への男女の参画や仕事と生活の両立支援
5	の)を策定してほしい。 	啓発基本計画」に基づき,男女の多様な生き方,主体的に進路を選択する力の育成などについて,人権教育の一環として取り組
6	絶えない。	についても積極的に女性職員の登用を図っ

計画の全体について (続き)

番号	意見の概要	県の考え方
6 (続き)		う人間関係づくりを基盤として取り組んできているところです。また、教科や道徳・特別活動等を通して、児童生徒の発達段階に即して、男女間に現れている人権課題の現状について学習するなど、知的理解を深めるとともに人権感覚をはぐくみながら指導しているところです。
7	国防につく軍人を均等という美名の下に男	等を得られる社会を目指すものであり、男女共同参画を推進するに当たっては、その趣旨が県民に浸透するよう努めてまいります。

第1章 計画の策定にあたって 「計画の性格」

番号	意見の概要	県の考え方
8	別撤廃の取組が決定的に大事であることか	〈修正〉 男女共同参画社会の形成に当たっては、 民間企業等の理解と主体的な取組が重要であるため、御意見及び条例第5条の趣旨を 踏まえ、「 <u>求めるものです。」</u> という表現に 修正しました。

第2章 計画の基本的な考え方 「基本理念」

意見の概要	県の考え方
基本理念について,具体的施策を追記 することや表現の修正についての御意見	男女共同参画社会の形成についての5つの基本理念については,基本法及び条例に 規定されているところであり,この計画に
・ 「男女の人権の尊重」 学校教育の中でジェンダー平等教育が 重要であると記述すること	は条例に掲げる基本理念をそのまま記載しているところです。 この計画では,これらの基本理念に基づ
社会における制度又は慣行について配 慮すること 職場においても性別役割を意識した間	いた取組を進めてまいります。
接差別が合ってはならないと明記すること	
配慮」 マイノリティー女性の複合差別を禁止	
・「政策等の立案及び共同参画について」 県職員が率先して実行にあたること	
立」 幼児期から性別を意識しない教育を行	
ないことを,学校教育で実践すること。 	
読みづらく、表現の一部が断定的である。 「…社会における制度又は慣行の中で、	
同参画を阻害する要因となるおそれのある ものを排除し、健全な男女共同参画社会が	
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
庭生活を「活動」と表現するのには違和感を感じる。単純に「…家庭生活を家族の一員…」で十分である。	
「・・当該活動以外の活動を行う・・」 の「当該活動以外」の表現を「家庭生活以 外」あるいは「その他の活動」と表現しな おすべき。	
	(基本では、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな

第2章 計画の基本的な考え方 「基本理念」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
9 (続き)	その意図は、多様なライフスタイルの名の下で、基本家族(同姓夫婦の両親と子ども、 又は祖父母の家族をいう)を否定し、未婚の母子家族や別姓の男女、同性の夫婦(男	の基本理念については、基本法及び条例に 規定されているところであり、この計画に は条例に掲げる基本理念をそのまま記載し ているところです。 この計画では、これらの基本理念に基づ いた取組を進めてまいります。
	「社会に対する制度又は慣行について」は「ポジティブアクション」のことであると思われるが、もって回った言い方であるので、もっと端的な表現にすること。	

第2章 計画の基本的な考え方 「重点目標及び施策の方向」

番号	意見の概要	県の考え方
10		「 <u>男女共同参画社会に関する理解</u> 」という 表現に,重点目標1-②において「 <u>男女共</u>

第2章 計画の基本的な考え方 「基本目標」

番号	意見の概要	県の考え方
11	かりにくい。基本計画そのものが男女共同 参画社会の実現を謳っているのであるから, 基本目標では,男女共同参画が目指すより 具体的でわかりやすい社会像を打ち出し, それを実現する地域環境を創造する,とい う文章にするのが妥当である。男女共同参 画が目指す社会は,「性別による差別のない 社会」であるから,「性別による差別のない	基本法及び条例においては、その基本理念のひとつとして、「男女の人権の尊重」を掲げており、この計画では、その理念を踏まえ「男女の人権が尊重される社会の形成」を基本目標のひとつとしています。「男女の人権の尊重」は、男女共同参画社会を形成する上で、その内容は、男女が性別による差別的取扱いを受けないことのほか、個人として能力を発揮する機会が確保されることなどを含むものです。
	また、「人権の尊重」だけでは権利の主張が先行することを否めない。権利を互い関係の形成は、互い要するとい関係の形成は対し、尊重が権利を主要する。 専工をながら、「男女を作ととながをした。」 という文言にすべは、別なの事重とのの形成」というでは、別なの事重というでは、別なの事重というでは、別なの事重というでは、別なの事重というである。 前根を下男女の話をでは、別なの事重というでは、別なの事重というでは、別なの事重というでは、別なの事重というである。	
	ポイントは、わかりやすい「差別のない社会の実現」という社会像を明記すること。 人権の尊重とともに、前提となる男女の違いに対する理解の促進。この2つである。	
12	「男女の人権が尊重され性別による差別的な取扱いをしない社会の形成」を加えるとより分かりやすい。 「性別による差別的な取扱いをしない男女共同参画社会を実現する地域環境の創造」と加えるとより理解できる。	
13	人権だけ強調しすぎるきらいがある。権 利を認めても理解しあう努力がなければ幸 せな良い家庭,社会はできない。男性と女 性は基本的に違うのだから「違いを尊重す	

第2章 計画の基本的な考え方 「基本目標」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
	る」言葉を入れたらいい。 男性と女性は、役割・機能等の違いがあり、それ故助け合っていくことができる。 しかし価値は平等である。	
14	人間社会に男性・女性が存在する理由は、 男女が成人し出会い、家庭を築き、子孫を 残すことと考えるので、基本目標は「男女 の人権とそれぞれの性の特性を生かし、両 性が相補完しあい、より良い家庭と社会を 築くことを目指す」と考える。 社会構成の基本単位のウェイトを男女個 々人より、両性の特性の結びつきで築く家 庭、家族に置くこと。	<11に同じ>

第3章 計画の内容

重点目標1「男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し」

■施策の方向

- ① 地域や社会における制度や慣行の調査・情報提供
- ② 男女共同参画社会に関する広報・啓発の推進
- ③ 公的機関の作成する広報・出版物等の表現に関する配慮

番号	意見の概要	県の考え方
15		って教育活動が行われています。 なお、教育課程及び各教科・科目の履修 方法が男女で異なることはありません。 また、学校における名簿については、学 級名簿や出席簿、入学者・卒業者名簿、健 康診断用名簿、部活動名簿などさまざまな
16	「社会制度や慣行は、それぞれの目的や 経緯、地域の伝統や文化を背景に生まれて きた」に変更すべき。	社会制度や慣行には、伝統や文化を背景 にしたものと、そうでないものがあると考 えます。

重点目標 1 「男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
17	が全て中立に機能する必要はない。誤解を招くので「…性別による差別と見られる場合があります…」といった表現に変更すべき。 「制度・慣行の見直し」については、全ての制度、慣行が悪いわけではないので「差別と思われる制度・慣行」に限定すべきである。 「現行の制度や慣習・慣行について男女	重点目標1については、基本記をできれて、基本記を全てをできれて、基本記の全社会のできれて、関係の第3条に基づいては関係を主要を表現である。 は、
18	地域や社会における制度や慣行として固定している「男女別またはどちらかの性に偏っている現実」を具体的に点検する必要がある。	緯を持って生まれてきたものではあります

重点目標 1 「男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
18 (続き)		の調査や、男女共同参画に関する情報の収 集について重点目標 1 - ①で取り組むこと としています。
19	り, それぞれに役割がある。 「女性は一歩下がって」という, おくゆ かしさこそ, 賢い女性の手本である。	この計画では、基本法や条例第3条の基本理念に基づいた取組を進めることにより、すべての人々が、家庭、学校、職場、地域社会などのあらゆる場において、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指して、具体的な取組を進めてまいります。
20	「社会的性別」の注釈について,「国の第二次基本計画」の記述は非常に妥当であり, この注釈をもっと県民に周知広報すべきと 思う。	「社会的性別」(ジェンダー)の視点については、ジェンダーに関する様々な議論を踏まえて国が男女共同参画基本計画(第2次)の中で説明しています。計画では、その記述をそのまま記載し、これを基本に今
21	「「社会的性別」(ジェンダー)の視点の定義について、誤解の解消に努め、」は、「…その推進・運用にあたっては」と改めるべき。わざわざ「社会的性別(ジェンダー)等の文言についてコメントする必要はない。	後, 県民の皆様へのわかりやすい広報・啓 発に努めてまいります。
22	ジェンダーは国際慣用語になっていて, 国際会議等では普通に使われている。「社会 的・慣習的に作られた性差の意味であり, 腫れ物に触るような感覚ではなく普通に使 ってほしい。	
23	メディア・リテラシーの重要性を盛り込む	高度情報通信化が進展する中では、様々な情報を各人が、主体的に読み解き、自ら発信する能力の向上が大切であり、重点目標2-①、②において推進するものです。
24	の長い歴史文化・伝統で築かれてきた性の 特性のエッセンスである。 職業の両性への均等化へ向けた配分等, 数値目標化されがちだが,それ以上に職に	性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なります。 男女共同参画社会が目指すところは、個人の人権の尊重を基盤としており、男性も女性もあらゆる分野における活動に参画する機会が公平に開かれ、性別にかかわりなく個性や能力を発揮できる社会であり、結

重点目標1「男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
		果の平等を求めているものではありません。
25	具体的な取組に「先進的な取組をした企業・地域・官公庁・個人」の顕彰を入れること。	先進的な取組を実施している企業等について, 男女共同参画の広報誌において広くその取組を紹介しているところであり, 今後は企業に限らず, 先進的な取組をしている地域や官公庁についても, 広く県民に対して紹介していくこととします。
26	「公的広報等における表現が性別に基づく固定観念にとらわれないものとなるよう」の「固定観念にとらわれない」の表現は場違いで唐突な感じがするので「…性別に基づく差別にならないよう配慮します。」に変更すべき。	現においても,基本法や条例の基本理念を 踏まえて,性別に基づく固定的な観念にと

重点目標2「男女共同参画を推進する教育・学習の充実」

■施策の方向

- ① 学校における男女平等教育の推進
- ② 家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進
- ③ 多様な生き方の選択と自立を支援する学習・相談機能の充実
- ④ 地域や職場における男女共同参画を推進する人材の育成と仕組みづくり
- ⑤ 行政・教育機関における人材の育成

番号	意見の概要	県の考え方
27	参画」の前に、「男女差別を是正する」という文言を追加するべきである。 ・ 「学校における男女差別を是正する 男女平等教育…」と文言を追加すべき である。 ・ 「家庭生活・地域社会における男女	性別にかかわりなく各人の個性と能力を発揮できる社会です。 また、基本法及び条例においては、男女の人権の尊重は、個人としての尊厳が重んぜられることや男女が性別による差別的取扱いを受けないことなどを定めており、差別の意図の有無にかかわらず、性別による差別的取扱いを受けないこととしているも
28	「県民意識調査では,「夫は仕事,妻は家庭」といった固定的性別役割分担に対して, 賛成の人が半数以上を占めていますが,多 様なライフスタイルが選択でき,生涯を通	男女共同参画社会とは,基本法第2条第

重点目標2「男女共同参画を推進する教育・学習の充実」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
	のでしょうか。主婦業はスタイルの一つ。 専業主婦をよしとする方々は、固定的役割 分担意識に囚われているとの印象を与えか ねない。上記の表現は半数以上の賛成の方 々に対する配慮に欠けた表現である。 調査の設問を素直に用いて、「…県民意識 の調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守	もって男女が均等に政治的,経済的,社会的及び文化的利益を享受することができ,かつ,共に責任を担うべき社会」と定義されており,自らの意思によって家庭,学校,職場,地域社会などのあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会の形成を目指すものであり,専業主婦を排除するものではありません。 なお,計画においては,誤解を招かないよう,県民意識調査の設問の表現のとおり,
29	らない。重点項目1の②にも「…恣意的運	発のために講演会やセミナー等を開催していますが、実施にあたっては、今後とも基本法や条例の理念に基づいた意識の普及啓発について、県民の皆様の御意見等をお聴きしながら取り組んでまいります。
30	学校における男女混合名簿を進める。	学校における名簿については、学級名簿や出席簿、入学者・卒業者名簿、健康診断用名簿、部活動名簿などさまざまな名簿が使用されており、名簿の作成に当たっては、教育指導の進め方や利用目的・事務の利便性等から、それぞれの学校の実態に応じて校長の判断で作成し使用するものです。
31	_	男女共同参画社会とは、男女が、互いに その人権を尊重しつつ責任も分かち合い、 性別にかかわりなく、個性と能力を発揮で きる社会です。そのような社会の実現を目 指して、学校教育においては、思いやりと 自立の意識を育み、一人ひとりの個性や能
32		力を尊重し、児童生徒が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育に取り組んで まいります。

重点目標 2 「男女共同参画を推進する教育・学習の充実」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
32 (続き)	ければならない。	<31に同じ>
33	「男女共同参画を推進する教育・・・」 という表現は膨大で、漠然としているため、 「男女差別を是正する教育・学習の充実」 とすべき。 施策の方向に「互いの違いへの理解を促 す教育の推進」を追加すべき。	
34	小学校高学年の児童や生徒の授業準備等 のため,男女別々の更衣室を整備すること。	更衣室の整備については、設置者である 市町村が行うものです。 なお、小学校の男女別更衣室については、 平成19年5月1日現在で、約6割の学校に 整備されていますが、男女別更衣室が整備 されていない場合でも、小学校高学年の更 衣は、空き教室や特別教室を活用するなど して、男女別々の更衣が行われているとこ ろです。
35	とが前提になっており、それ以外に選択肢がない状態をいう。調査の結果は自由意思であるから役割分担が本当に固定的ないは疑問である。 女性にとっても役割分担は時と場合によって必要ではないか。役割分担が悪いではないがではないがである。 女性にとっても役割分担が悪いである。今回の基本計画から「固定的」という表現は用いず、過度に偏っている事柄についるのが適切である。 施策の方向②の「固定的な性別役割分担意識」は「過度な性別役割分担意識」に改	地域社会などのあります。 まで、 などの人権を尊重しからことができていた。 などの人権を見いた。 などの人権を見いた。 などの人権を見いた。 などの人権を見いた。 などの人権のです。 などのがは、 などのがは、 などのがは、 などのがです。 などのがです。 などのがです。 などのがです。 などのがは、 などのがです。 などのがは、 などのは、 などのは
36	現状・課題の「県民意識調査では・・」	

重点目標2「男女共同参画を推進する教育・学習の充実」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
36 (続き)	の表現においては、あくまでも思想信条の 自由を尊重することが前提であり、「役割分 担の意識」が悪いのではなく「押しつけ」 がいけないということを明記すべきではな いか。	
37	「・・男女の固定的な性別役割分担意識を見直し・・」とあるが、個人の意識にまで行政が安易に踏み込むことは問題ではないか。国もそこまではしていないのではないか。	
38	人の生き方や家庭のあり方に「多様な」を無造作に用いるのはいかがかと思う。 権利だから何でもOKと拡大解釈される危険性がある。「多様」を削除するか「個性と能力を発揮できる生き方の選択…」とするのが望ましい。 計画全般で同じような用い方は訂正を薦める。	基本法及び条例の基本理念に基づき,人 々の多様な生き方の選択を可能とする社会
39	けての教育)に最優先の価値を置く。例えば未婚の母,離婚による父子・母子家庭, そして望まぬ妊娠・中絶・堕胎については 社会倫理に反するものとして同一レベルで	その人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、 性別にかかわりなく各人の個性と能力を発 揮できる社会であり、基本法及び条例の基 本理念である「男女の人権の尊重」は、個 人としての尊厳が重んぜられることです。
40	県の反対は39.2%となっているが、全国調	って社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会であり、その実現のために、重点目標1及び2において取り組んでまいります。

重点目標2「男女共同参画を推進する教育・学習の充実」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
41	県職員、教職員への研修・教育を徹底すること。 職員研修の内容を検討し、県に「出前講座」のような部署を置き、責任ある立場の人を各職場・学校に派遣して職員研修を内実あるものにしなければならない。	を対象に「男女共同参画社会」をテーマに して研修を実施しているほか,職場研修等 のあらゆる機会を通じて,全ての職員に対

重点目標3「生涯を通じた女性の健康支援」

- ■施策の方向① 生涯を通じた女性の健康の保持増進
 - ② 妊娠・出産等に関する健康支援等
 - ③ 健康をおびやかす問題についての対策の推進

番号	意見の概要	県の考え方
42	ロで・・・求められたところである」を記載することは不適切であるので削除すべきである。	ブ・ヘルス/ライツ)については、様々な論議を踏まえて国が男女共同参画基本計画(第2次)の中で表記しており、それを踏まえて理解を図ることが重要であることから、計画においても国の基本計画の表記を基に記載しました。

重点目標3「生涯を通じた女性の健康支援」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
42 (続き)	リプロの意味など市の職員さえ知らない。 わからないまま,計画を認めるのと同じ。	
43	リプロダクティブ・ヘルス/ライツをもり こむ	<42に同じ>
44	か。	の身体的特徴があるため,そのことなどを
45	性が健康である必要があって、そのために 女性の健康支援をする」ということのない よう、健康支援に携わる専門職の方々にジェンダー概念やリプロダクティブ・ヘルス/	
46	は周知度が低いので公開方法を検討したことにいるということを明確にしない。 女性にやさしを明確にしない。 さいないと判断されかねない。 また, 健康セミナーでアン人格, 品っていないと判断されかも、 医師の性別より, 各格, 日本をところ, 医師の性別より (本の) という回答がよいる。 という回答がよいる。 という回答がよいる。 はについてある。 は、 というに関わることである。 な性を変いなっては, 産婦人科が中心なって推進していくべきだと考える。	

重点目標3「生涯を通じた女性の健康支援」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
46 (続き)	報の提供。訴え、治療内容、環境要因などについての患者との十分なコミュニケーション。食事、運動、環境要因、人間関係な	今後とも,医療関係者や患者代表の方々 からなる「女性のための健康サポート推進
47	女性専用診療科の増設を計画に盛り込むこと。	県では性差を考慮した医療環境づくりを 推進するため、保健医療関係者を対象に性 差医療の知識を普及する研修会等を開催し ています。 また、計画において、「女性にやさしい医 療機関」の指定数について、平成22年度の 目標値を設定しました。
48	児童生徒への性教育を強化するとともに, リプロダクティブヘルスライツの概念をし っかり教えること。その際,保健婦・養護 教員をも積極的に活用すること。	性教育については、重点目標3-②に位置付けており、学校における性教育は、児童生徒の発達段階を踏まえ、自尊感情や男女がお互いに尊重し合う心を育て、適切な意志決定や行動選択についての指導なども行っています。適切な性教育を実施するために、今後も学校全体で共通理解を図り、指導の充実に努めてまいります。
49	施策の方向②の「また、学習指導要領の内容に基づいた…性教育に取り組みます」については、内閣府基本計画第2次の中から「学校における性教育については、必可能をでは、当時では、一次では、対しののののでは、ののののでは、のののでは、一次では、対しのののでは、では、大学校全体で共通理解を図って行い、行き過ぎた内容にならないよう、学校関係者等に対し周知徹底を図ります。」に差し替えることが望ましい。	国の男女共同参画基本計画(第2次)の文言を踏まえて修正しました。
50	左翼フェミニストは,「性と生殖の権 利」をたてに「妊娠する,しない,生む, 生まない」は女性の権利と主張して憚らな	学校における性教育は、生命と人間を尊 重する精神に基づいて、男女間の正しいあ り方を理解させ、健全な心身の発達と情操

重点目標3「生涯を通じた女性の健康支援」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
50 (続き)	て教えるのも、十代の女性の売春も、性感 染症が増えるのも、リプロの曲解にある。 このフェミニストの考えを行政は否定す	
51	「母乳育児」の推進を入れるべき。「母乳育児」が母子関係・育児によいと科学的に立証されている。	「母乳育児」については、重点目標3-②の母子保健対策の推進の中に位置付けて取り組むこととしています。 母乳育児は、栄養、免疫並びに心理面においてメリットがあることから、母乳で育てたいと思っている人が実践できる環境づくり等の支援を行います。 また、母及び児の健康状態や社会環境等により母乳が与えられない場合にも、母親の小身の状態に十分配慮した育児支援を行います。
	妊娠,出産等に関する健康支援の中で, 母乳育児の推進が重要ではないか。赤ちゃ んが母親のお乳を飲むことでスキンシップ が一番できると感じている。	
52	周産期医療の高度化を県立各病院で図ること。	本県における周産期医療体制は、周産期の母子に緊急かつ高度な医療を提供する原建期母子医療センター」である鹿児島市立病院を中核として寮機関にはおり、高切の中で対象がある。 県立病院においては、3病院がが、大田の中で、大田の田の・大田の中で、大田の中で、大田の中で、大田の中で、大田の中で、大田の中で、大田の中で、大田の中で、大田の中で、大田の中で、大田の中で、大田の中で、大田の田の中で、大田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の

重点目標4「女性に対する暴力の根絶」

- ■施策の方向① 女性に対する暴力の予防と支援体制の充実
 - ② 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
 - ③ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
 - ④ 性犯罪,売買春,ストーカー行為などへの対策の推進

番号	意見の概要	県の考え方
53		
54		被害者の自立支援のためには、関係機関の相互の連携が必要であり、特に住民に身近な市町村における取組が充実するよう4 一②で支援を図ってまいります。
55	女性相談センターの体制を強化するとと もに、相談しやすいセンターに作り変える こと。(受付のあり方、警備等)	女性相談センターでは、婦人相談員を平成19年4月から1名増の4人体制とすることにより、新たに土曜日の電話相談を開始するなど、相談体制を強化したところです。受付の対応については、プライバシーの保護等相談者の人権に配慮した対応を基本とし、特に配偶者等からの暴力被害者に対しては、相談センター職員の不適切な対応による二次被害の防止に留意しているところです。
56	女性への暴力に対する啓発・教宣を強化すること。	女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されない行為であるとの認識を社会に徹底するために、重点目標4-①において取り組んでまいります。
57	女性に対する暴力の根絶について,支援 者・警察官の教育	被害者に対する適時・適切な対応ができるよう、重点目標4において、配偶者暴力相談支援センター等の担当者に対して研修を実施します。 また、警察においては、適切な被害者支援活動を行うため、年1回県下各所属の被害者支援担当者等を対象とした研修会を開催しています。

重点目標4「女性に対する暴力の根絶」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
		さらに、よりきめ細やかな被害者支援を図るため、(社)かごしま犯罪被害者支援センターボランティア研修会に被害者支援担当の警察官を講師として派遣し、被害者支援の在り方等についての講義等を実施しているところですが、今後とも重点目標4-②において、支援者・警察官の教育に取り組んでまいります。
58	DVに関して、市町村担当者への研修を強化すること。また、暴力配偶者の徹底取締り及びカウンセリング的教育を行うこと。	市町村担当者等への研修により、庁内連絡体制の確立や、配偶者等からの暴力に関する専門的な知識・技術の修得などそのの上を図ってまいります。 また、平成13年3月、警察本部に「ストーカー対策室」を設置し、平成17年4月には同分室を県内の主要警察では、警察本配置した。さらに、平成19年2月には、警察本配置した。さらに、平成19年2月には、警察を配置するなど体制の強化を図って事任の警視を配置するなど体制の強化を図って対策を配置するなど体制の強化を図って対策を配置するなど体制の強化を図って対策を配置するなど体制の強化を図って対策を配置するなど体制の強化を図って対策を関連を対策を関連を対策を関連を対策を対策を対策を対し、巡回を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対し、必要を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を
59	DVに関してシェルターの設置 DVに関して自立の援助	シェルターについては,女性相談センターの他,県内数か所に一時保護の委託先施設を確保しているところです。 次に,配偶者等からの暴力被害者の自立援助については,心理カウンセリングの的また医学的・心理が必要に応じめ必要に応じた子生活を設定があると選節とでの自立を支援するための施明等,心理面を接着であるとです。 その他,自立のための各施策については研修等を通じ,支援者等へ周知を図っているところです。
60	DVに関して、一時避難所等の整備と、同種の施設運営に取り組むNPOの育成・支援を行うこと。	配偶者等からの暴力被害者の一時保護に ついては、女性相談センターが直接行うほ か、県内数か所に一時保護の委託先施設を 確保して対応しています。

重点目標4「女性に対する暴力の根絶」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
60 (続き)		なお、委託先施設については、そのニーズや地域性を考慮しながら、確保に努めることとしています。 また、配偶者等からの暴力被害者への支援に係る民間団体等と連携を図り、支援体制の充実を図ってまいります。
61	セクハラは、女性のみならず男性にもあることから、「対象者となった個人としての 名誉や」の記載が適切と思われる。	
62	意識をしっかりと持って欲しい。管理者が 加害者の場合も多いので,迅速な解決に向	今後とも,年度当初の通知や管理職研修会を通じて,より一層,相談窓口が機能するようあらゆる機会をとらえて指導してい
63	演させるのか。又、TVドラマも上司はほ	会に与える影響は大きいため、基本法及び 条例の基本理念に基づいて人権に配慮した 表現となるよう自主的取組を促進するもの です。

重点目標 5 「高齢者等が安心して暮らせる男女共同参画の視点に立った環境づくりの促進」

- ■施策の方向① 高齢者等の自立と社会参画の促進
 - ② 高齢者等の介護等支援体制の充実

番号	意見の概要	県の考え方
64	高齢者や障害者の介護支援者(ヘルパーなど)の処遇改善を行う。	介護体制の充実のためには,介護に従事 される方の待遇や労働環境の改善は重要な

重点目標 5 「高齢者等が安心して暮らせる男女共同参画の視点に立った環境づくりの促進」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
64 (続き)		課題であると考え、国に対し、介護職員等の正当な評価の仕組みや介護報酬等の適正な水準の確保等の施策の充実・強化について要望するとともに、関係団体とも意見交換等を行っています。 今後とも、介護従事者等が誇りと将来への希望を持って働くことができるよう、取り組んでまいります。
65	いくこと。どうしてもできない事情がある ときは介護師に頼る。 始めから親を他人介護に任せる風潮(制	介護保険 前高 に か で で で で で で で で で で で で で で で で で で

重点目標6「農林水産業、商工業の自営業等における男女共同参画の促進」

- ■施策の方向① 農林水産業における男女共同参画の促進
 - ② 商工業の自営業等における男女共同参画の促進

番号	意見の概要	県の考え方
66		取り組むこととしています。 農業については、家族農業経営において 世帯員の対等な立場での経営参画等を促進

重点目標 6 「農林水産業、商工業の自営業等における男女共同参画の促進」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
66 (続き)	いう状況を解決することも必要ではないかと感じる。この分野に関わる女性だけではなく,男性に対しても男女共同参画社会についての啓発等も行われるとよいのではと感じる。	また、女性が主に家事・育児を担い負担 が大きいことから、同協定の中に家事や育 児・介護等の役割分担等が盛り込まれるよ う配慮しているとともに、健康支援に関し
67	農村女性の健康管理について、特段の対応を取ること。	農薬散布時の安全対策や中腰など作業姿勢の改善、作業場の環境改善などに努めているところであり、今後も引き続きこれらの取組みを推進し農村女性が健康で働ける環境づくりに努めてまいります。
68	「女性農業経営士」の呼称をやめること。 (ただ農業士でよい。)	「女性農業経営士」は、女性農業者に限 定した認定制度であり、女性を対象に農業

重点目標 6 「農林水産業、商工業の自営業等における男女共同参画の促進」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
68 (続き)		経営等への参画に関する助言や農村女性の 地位向上に関する活動を行うなど地域の女 性のリーダーとして活躍しています。 また、農村地域における女性の地位の更 なる向上を目指し取り組んでいるところで あることから、現段階ではこの名称をその まま使用したいと考えています。
69	女性の起業(民宿、農村レストラン、農産 物販売所等)のための支援体制を強化する こと。	女性起業の支援として、表示、衛生管理、加工技術、経営管理等の各種研修・検討会等を実施しているところです。農村の女性起業は、女性の収入の獲得につながるばかりでなく、農業・農村の活性化に重要な役割を果たすことから、今後とも普及活動を通じて支援してまいります。
70	農村女性の地位向上を、数値目標を設定 して取り組んでいくこと。	農山漁村における男女のパートナーシップの確立に関する指標として,平成22年度を目標に女性の認定農業者数や家族経営協定の締結数などの数値目標を設定しています。
71	家族経営協定の増加を図ること。そのための顕彰や優遇策を打ち出すこと	家族経営協定を締結し、経営主とともに 経営に参画している配偶者等に対しては、 認定農業者制度、農業者年金、農地のあっ せん、制度資金融資等において、各般の措 置が講じられているところであり、引き続 きその周知に努めてまいります。
72	家族経営協定の普及・啓発は、家族・夫婦を対立関係におき、家族の絆を断ち切る 危険があるので削除すべきである。 農業経営そのものを指導し、支援を強化すべきで農業経営の本質から外れている。	本県の農業は家族経営が主体であり、家族経営協定の締結は、家族を構成する個々人の能力とやりがいを発揮できる環境づくりとして、農業経営の改善に資することから、認定農業者制度と併せて推進しており、男女共同参画社会形成の観点からも重要であると考えています。
	家族経営協定は、夫婦、親子、兄弟といった特別な絆で結ばれた家族の関係である家庭の中に労使関係(賃金で結ばれた人間関係)を持ち込むことになる。家族経営協定をやりたい人は導入したらよいが、県がその普及を推進することには反対である。	

重点目標6「農林水産業、商工業の自営業等における男女共同参画の促進」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
72 (続き)	家族経営協定で、家族の中にまで安易に整約の概念を持ち込むのはどうだろうか。	本県の農業は家族経営が主体であり、家族経営協定の締結は、家族を構成する個々人の能力とやりがいを発揮できる環境づくりとして、農業経営の改善に資することから、認定農業者制度と併せて推進しており、男女共同参画社会形成の観点からも重要であると考えています。

重点目標7「男女共同参画の視点に立った地域づくりの促進」

- ■施策の方向① 男女共同参画の視点に立った地域づくり
 - ② 防災・災害復興の分野における男女共同参画の促進
 - ③ 国際交流における男女共同参画の促進

番号	意見の概要	県の考え方
73	(性別,生き方,職業,国籍,出身地)を 受容するという男女共同参画社会の根本が	性も女性もともに地域で生活する者として,各人の多様なあり方に基づき地域の課題の解決を図ることは,地域の活性化や暮らしの改善を図るために大変重要であり,この計画ではそのような男女共同参画の視点に立った地域づくりの促進を図ることとしています。
74	公民館,自治会など地域活動における男 女共同参画の実態調査を行い,差別の是正 と活動への女性の積極的参加を促進するこ と。 地域の方針決定の場に女性の参画が促進 されるよう,自治会や地域コミュニティを 対象にした共生・協働の研修会等の取組で, 慣行にとらわれない運営など男女共同参画 の視点からの意識啓発に取り組んで欲しい。	社会における制度・慣行や自治会組織等の女性の参画状況調査については,重点目標1-①及び重点目標9-③において取り組んでまいります。

重点目標7「男女共同参画の視点に立った地域づくりの促進」

番号	意見の概要	県の考え方
74 (続き)		活動の支援」を「男女共同参画の視点に立った共生・協働の地域社会づくりの推進」に修正しました。
75	国際交流には,男女共同参画の実施状況 及び意見交換等ができる企画を盛り込むこ と。	県が実施する国際交流事業において,男 女共同参画の視点を踏まえた取組を進めて まいります。

重点目標8「仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進」

- ■施策の方向① 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の普及
 - ② 女性のチャレンジ支援
 - ③ 仕事と生活の両立支援と働き方の見直し
 - ④ 多様なライフスタイルに対応した子育て支援
 - ⑤ 子育てに伴う社会的支援

番号	意見の概要	県の考え方
76		県及び県教育委員会では、次世代育成支援対策推進法に基づき、県職員(学校職員を含む)の育児や仕事と家庭の画立を支援するために、「鹿児島県特定事業主行動計児、 等を策定し、育児支援制度の商成、 円滑なで、 等を取得しやすと環境の整備、 職員の支援といます。 男性職員の育児休業を取得の促進をついては、 は、 の育児休業を取得できることや、 な技術の育児休業を取得できることが、 生職員も育児休業を取得できることが、 生職員も育児休業を取得できるいります。 ととも、 を後とも、 ととも、 を発に努めてまいります。
77		男女を問わず労働者の雇用条件の改善に向けた事業主の取組を促進するため、労働局等関係機関と連携しながら男女雇用機会均等法等関係法令の普及・啓発に努めることとしています。
78	男女共同参画の要は,女性の雇用なかんずく正規職員としての雇用を確保すること	産業おこしなどによる雇用の量的拡大に 努めるとともに,多様な就労ニーズに応じ

重点目標8「仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
	である。県が実効性のある方針を出すこと。	て多様な働き方ができる環境整備が重要で あることから,法令や制度の周知啓発に取 り組むこととしています。
79	労働時間の短縮,同一価値労働同一賃金 の保障均等待遇を促進すること	公正な待遇を確保し、労働者が安心して 働ける環境整備を促進するため、労働局等 関係機関と連携を図りながら、労働関係法 令及び制度の普及・啓発に努めることとし ています。
80	女性医師の確保と、女性医師が働き続けられる条件整備を図ること。	医師不足がより一層深刻化している中で, 女性医師については,年々増加傾向にあり, 出産や育児等に対応した女性医師が働き続 けられる条件整備は重要なことと考えてい ます。今後,総合的な医師確保対策を進め る中で,医師会や大学病院などとも連携を とりながら,8-②,④において,復職の ための研修の支援や病院内保育所の運営な ど女性医師が働きやすい環境づくりの促進 に取り組むこととしています。
81	②「チャレンジしたい女性がチャレンジできる」という表現はいい。 「仕事と生活の調和」についても、「誰もが家庭・仕事・地域にバランスよく関わるべき」というメッセージとならないことが重要だと思う。「関わり具合」も「関わらなすと思う。「関わり具合」も「関わらならないの多様なバランスを尊重するという立場での「仕事と生活の調和」を支える取組が進むと良い。また、「仕事と生活の調和」となっているので、有償労働に就いている人だけの話とけるいという理解も浸透できるような啓発が必要ではないか。	でまいります。
82	復職プログラムに基づき職場復帰できるよう,同プログラムを各職場に設置すること。そのためのマニュアルと雛形を提示し 指導すること	復職プログラムについては, 育児休業又は介護休業を取得した労働者がスムーズに職場復帰できるようなプログラムを実施した事業主に対する国の助成制度が活用されるよう周知啓発に努めることとしています。
83	男性の育児休業を,もっと実態あるもの にするための施策を行うこと。	男性の育児休業を促進するためには,仕 事と家庭の両立に向けた企業による職場環

重点目標8「仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
83 (続き)		境づくりへの取組が必要不可欠であることから,重点目標8において,国や関係機関と連携を図りながら,「仕事と家庭両立推進者研修会」や広報誌等を通じ,育児・介護休業法等関係法令や各種支援制度の普及・啓発に努めることとしています。
84	妊娠・出産時に退職を迫られる事例は後を絶たない。このことの是正に積極的に取り組むとともに、県の相談機能を強化すること。	用機会均等法で禁じられており,労働局に
85	学の長谷川教授は、この法律は我が国の「文化・の法律は我が国の「といった」といった。というので見から、というの見いない。といったのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、ないのではないのでは、ないのではないのでは、ないのではないのではないではないではないいではないではないいではないではないではないいではない	また、少子・高齢化が進行するなど、社会環境が変化する中で、仕事と育児や介きるい変を生活、その他の活動をして子さるとは、男なの責任を表しています。となった。とれて、また、人生の重要なことが会を形成したの重要なった。というないにからず、よりとというが、ないにからず、りをといるがでいる環境イフスタイルによった。というないにはあるである。のようながである。これないではないでは、よりをできるのようながである。これないではないでは、ないではないでは、ないではないでは、ないでは、ないでは、ないで
86	建設工事入札に関し,「女性参画の促進」 を入札参加資格の評価基準にしているが, このことを入札の総合評価制度にも適用す ること。	総合評価方式については、不良・不適格 業者を排除し、公共工事の品質を確保する ため、昨年度から導入しており、これまで に(H20.3月末現在)8件の試行を行って きたところであり、施工計画書、配置予定 技術者の能力等を評価項目としており、現 在のところ、「女性参画の促進」に関する評 価項目を設けることは考えておりません。 なお、県建設工事入札参加の格付におい ては、育児休業制度又は介護休業制度を設

重点目標 8 「仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
86 (続き)		け,「男女共同参画支援」を行っている建設 業者には,評価点数の加点を行っていると ころです。 今後とも地域社会に貢献できる健全な建 設業の育成を図るとともに,良質な社会資 本整備に努めてまいりたいと考えています。
87	よりも、ひとり親家庭の支援である⑤「子	
88	方法ともに基本的に変わっていない。 保育所が質量ともに不十分で,子育てがしづ	県内においては、中核市である鹿児島市 や人口の多い市町では待機児童がいる市町村 も多い状況です。待機児童の多い市町では 施設の定員増や新設等がここ数年進んでいます。 保育所の利用料金については、国が定 ます。 保育所の利用料金については、国が連 る基準額の範囲内で各市町村が独自の判断 で定めてすが、国の規制改革 会議の答申の内容等、今後の動向を注視し ながら、適切に対応してまいりたいと考え ています。
89	育児休業中の保育所利用をも可能にすること。	保育の実施基準は国が示していますが、育児休業中は家庭で養育できると考えられることから、保育所入所の対象として認められていません。なお、既に入所中の子どものうち就学を控えている場合等については、地域の実情により、市町村のいるとこは、地域することも認められているとことを継続することも認められているところです。 国の規制改革会議の答申の内容には、現在の保育所入所基準の見直しの検討も提言されており、今後の動向に注視しながら、適切に対応してまいりたいと考えています。
90	職場保育所への助成を拡大するとともに、	職場内保育施設は、基本的には従業員福

重点目標8「仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
90 (続き)	病児保育所を増設すること。	利厚生の一環として、その設置がなされる ものと考えますが、国において、事業所 と考えますが、国において、事業所 と問題で、との設置を後押しする目的拡大(ほぼ でのであり、しているところであり、後 はより、働く女性への支援が今後ところら により、働く女性への により、関連むものと思われます。 また、病児保育については、国庫成支来 の対象とされており、県次世代ぞ設定 である「かごしま子設定しています。 取組を促進することとしています。
91	して「生む、生まない」は婦人の権利と主 張する者がいるが、この考え方は我が国の 結婚制度や胎児の生命の生きる権利を否定 するもので公序良俗を否定する考えだ。多 様なライフスタイルの名の下で、未婚母子 家庭も基本家族も同等に扱い差別するなと いうが全くオカシナ発想だ。去る8月15日 付けの某紙に、「公営住宅入居の優遇対象か	性別にかかわりなく各人の個性と能力を発揮できる社会であり、基本法及び条例の基本理念である「男女の人権の尊重」は、個人としての尊厳が重んぜられることです。また、母子寡婦福祉対策等は、児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進により、児童の福祉の増進を図ることを目的としており、それらを踏まえて各種施策に取り組んでまいります。

重点目標9「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」

- ■施策の方向① 審議会等への女性委員の登用促進
 - ② 県, 市町村における女性職員の登用促進
 - ③ 意思決定過程への女性の参画の促進

番号	意見の概要	県の考え方
92	女性委員の登用を促進するのはよいが,	男女共同参画社会は、女性も男性もあら

重点目標 9 「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
	数値目標の設定は結果の平等を求めること になり、逆に不公平感を招きかねないので、 削除することが望ましい。	ゆる分野における活動に参画する機会が公 平に開かれ、性別にかかわりなく個性や能 力を発揮できる社会であり、結果の平等を
93		の多様な意見が反映されることが望ましてため、現在、女性委員が少ない審議会で必要な範囲で、女性の参画の機会を積極的に提供するために、数値目標を定め、施策の推進を図るものです。
94	男女共同参画社会を標榜しながら,基本法も自治体の条例も女の権利拡大が目につく。かつて政府の参画会議は首長や裁判官の30%は女性が占めるべきとしたが,なぜ婦人にこだわるのか。男性であれ,婦人であれ意欲と能力ある者は性別に関係なく登用すべきだ。能力も意見も識見も考慮せず,ただ女性だから審議会等の30%(40%)は女にせよというのは審議会の質の低下につながる。	
95	政府の男女共同参画会議の議員は、男女のいずれか一方の数は、総数の40%をきってはならないとある。ところが、県下各自治体の共同参画懇話会の委員の男女の比は男性33%、女性67%と女性偏重の自治体もある。男女平等を言うのであれば、男女同数にするのがスジではないか。そうでいと政策決定や意志決定に婦人の意見が一方的となり、男性の意見は反映できにくくなると思う。	
96	女性の社会進出及び計画段階(政策・方針決定過程)への参画拡大のために,数値目標を明らかにして取り組んでほしい。	
	県の各種審議会等への女性委員の参画を, 数値目標を挙げてさらに促進すること。	

重点目標 9 「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
97	農業委員に占める女性の割合が合併等を 契機として減少している。クォータ制を導入 し、積極的に増加させること。	農業委員については、「農業委員会等に関する法律(以下:農業委員会法)」第7条に規定されている選挙による委員と、同法第12条に規定されている選任による委員があります。 平成19年4月1日現在の県内の委員数は、選挙委員714名(うち女性32名4.5%)の計978名(うち女性72名7.4%)となっています。選挙による委員は、農業委員会法により性別による制限は行えないこととなっているとよるもります。。 なお、選任による委員については、女性を積極的に登用するよう市町村に対する働きかけを行っているところです。
98	県・県教育委員会・県公安委員会・市町村における女性職員の採用と、管理職への参画促進を図ること。	県及び野田 (大学である) 県及び野田 (大学である) 県の職権係合は (大学である) 事で職力 (大学である) 事で職力 (大学である) 事で職力 (大学である) 事で職力 (大学である) 事で職力 (大学である) 事でである。 事で職力 (大学である) 事でである。 一学のでは、大学では、大学であるである。 一学のでは、大学では、大学であるでである。 一学のでは、大学では、大学であるである。 一学のでは、大学では、大学であるでは、大学であるでである。 一学のでは、大学であるでは、大学であるでは、大学であるでは、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学

重点目標9「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
98 (続き)		市町村における女性職員の採用・登用については、総務省通知等に基づき、今後とも助言・要請を行ってまいります。
99	民間における女性職員の雇用と,管理職への参画促進を図ること。	労働条件実態調査において,男女雇用機会均等法の措置状況として管理職の女性登用状況調査等を実施し,その結果を労使双方に提供することで参画促進を図ることとしています。

重点目標10「県民や事業者、NPO等との連携」 ■施策の方向① 民間団体等との連携の促進

番号	意見の概要	県の考え方
100	労働組合・NPO等との連携を図ってほしい。	男女共同参画社会の形成には、県、県民、事業者、NPO等が有機的に連携して様々な取組が行われることが大切であることから、重点目標10-①において取り組むこととしています。

重点目標11「市町村との連携」

■施策の方向① 市町村の取組への支援

番号	意見の概要	県の考え方
101	数値目標では,条例の制定状況も入れて はどうか。	関連施策を推進する上で基本となる計画 が市町村で策定されるよう、数値目標を設 定し、その進捗状況を把握していきます。 なお、条例の制定についても働きかけて いくこととしています。
102	男女共同参画の課・係を全市町村に設置するとともに、複数の職員配置を目指すこと。	組織や職員の配置等については, それぞれの市町村の状況により, それぞれ判断されるものでありますが, あらゆる場において男女共同参画社会に関する理解を深めて

重点目標11「市町村との連携」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
102 (続き)		いくためには、住民に最も身近な市町村における男女共同参画行政の窓口の設置など、推進体制の整備は重要であるため、担当部署の明確化について引き続き働きかけてまいります。
103	「市町村計画の策定」が全市町村で行われるよう啓発活動と援助を強めること。	男女共同参画の施策を推進する上で基本となる計画がすべての市町村において策定されるよう、重点目標11-①において市町村への働きかけや情報提供等に取り組むこととしています。
104	市町村担当職員の研修・交流を充実すること。	市町村における推進体制の整備を図ることは、市町村における男女共同参画の推進を図る上で重要であり、重点目標11-①において市町村担当職員の研修機会や情報の提供に取り組むこととしています。

第4章 県の推進体制

番号	意見の概要	県の考え方
105	苦情等に関して、問題を関係機関に振り分けるだけでなく、重要案件は審議会の協議事項とし、知事の勧告権を盛り込むなど、問題解決への意思と機能を明確にしてほしい。	県が実施する男女共同参画の推進に関する施策についての申出については、審議会への報告を行うとともに、必要に応じて審議会の意見を聴き対応することとしており、関連施策に対する県民の意見を幅広く把握し、適切に施策に反映していきたいと考えています。
106	審議会の開催回数が年1回では少ない。 これでは機能的な活動ができないので,回 数を増やすこと。	これまでも必要に応じて開催してきているところですが、専門部会の設置も含め、 今後とも適切な運営に努めてまいります。

その他

番号	意見の概要	県の考え方
107	素案の公告が広く県民に周知されていないように思う。今後は広く県民に周知をお願いする。	今回の意見募集に当たっては、鹿児島県パブリック・コメント制度に基づき、素室及び意見募集のお知らせを県ホームペー及び意見募集のお知らせを県ホーンタ所では、県の各地域振興局・支庁(離島事務所を含む。)において閲覧に供したほか、報道機関各社への発表を行い、広く県民の皆様からの御意見の募集に努めたところです。今後とも、県の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに県民の暗様から御意見をいた場合は、適切に対応してまいりたいと考えています。